

第五回國會議院建設委員會會議錄 第八号

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)

午前十一時七分開始

出席委員

委員長 淺利 三期君

理事内藤 隆君 理事松井 豊吉君

理事前田榮之助君 理事村瀬 宣親君

理事池田 峯雄君 理事天野 久君

今村 忠助君 大西 弘君

越智 茂君 瀬戸山三男君

田中 角榮君 三池 信君

宮原幸三郎君 上林與市郎君

増田 連也君 高倉 定助君

出席政府委員

建設政務次官 内海 安吉君

(建設大臣官房長) 瀧江 操一君

建設事務官

委員外の出席者

建設次官 岩澤 忠恭君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

四月十八日

特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)(予)

測量法案(内閣提出第九一五号)(予)

同月二十三日

府縣道官署會地線を國道に編入の請願(今村忠助君紹介)(第四五三三三)

昆布森村地内の道路開設の請願(伊藤郷一君紹介)(第四五九九号)

大阪府周辺地区に下水道事業施行の請願(押谷富三君紹介)(第四六六六六)

岩手縣の治水事業建設費國庫補助等に関する請願(山本猛夫君外六名紹介)(第四六九九号)

第一類第十六号 建設委員會會議錄

第八号 昭和二十四年四月二十六日

字登呂、斜里間道路改修の請願(松田鐵藏君紹介)(第四七四四号)

岩手縣の治水事業建設費國庫補助等に関する請願(山本猛夫君外六名紹介)(第四七七七号)

城東区排水路開設事業施行の請願(押谷富三君外一名紹介)(第四七八八号)

吳市周辺の各河川砂防工事施行の請願(宮原幸三郎君紹介)(第四七九七九号)

吳市の戦災復興事業費國庫補助増額の請願(宮原幸三郎君紹介)(第四八五五五号)

引揚者の住宅に関する請願(足立篤郎君紹介)(第五〇〇六六号)

岩手縣の治水事業建設費國庫補助の請願(山本猛夫君外六名紹介)(第五二二二二号)

大阪市内の橋梁高上及び修築工事施行の請願(前田種男君紹介)(第五二四四四号)

岩手縣の公共事業費國庫補助増額の請願(淺利三期君外三名紹介)(第五三三三三三三)

の審査を本委員會に付託された。

同月二十一日
住宅建築事業費に対する國庫助成強化等の陳情書(鳥取縣知事西尾愛治外五名)(第二二三三三三)
朝見川等の砂防工事施行に関する陳情書(別府市長脇鉄)(第二三〇〇号)
同月二十三日
瀬戸村地内に開拓道路新設等の陳情書(廣島縣沼隈郡瀬戸村長三谷保市外五名)(第二七八八号)

阿賀川改修工事施行の陳情書(福島縣河沼郡尾野木村組合長佐藤榮次)(第二八〇〇号)
山野村田原、仙養村青龍間道路新設等の陳情書(廣島縣深安郡山野村長瀬良智一外四名)(第二八一一一)
田尻川改修工事施行の陳情書(宮城縣遠田郡沼部村長只野直助外四名)(第二八三三三)
出原川改修工事施行の陳情書(廣島縣山縣郡南方村長輪田忠夫外二十八名)(第二八四四四)
を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件
連合審査會開會に関する件
特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)(予)
測量法案(内閣提出第九一五号)(予)
建設省の機構改革に関する件
○淺利委員長 これより會議を開きます。

予備審査のため付託になりました特別都市計画法の一部を改正する法律案、内閣提出第四五五号、測量法案、内閣提出第九一五号、いずれも予備審査であります。これを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

特別都市計画法の一部を改正する法律案
特別都市計画法の一部を改正する法律
特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二條 土地の測量は、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

(測量)

第三條 この法律において「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調整及び測量用写真の撮影を含むものとする。

(基本測量)

第四條 この法律において「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、建設省地理調査所(以下「地理調査所」という。)の行うものをいう。

(公共測量)

第五條 この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、小道路又は建物のため等の局地的測量で、政令の定める範囲内において建設大臣が測量審議会にかつて指定したものを除き、測量に要する費用の全部若しくは一部を國又は公共團體が負担し、若しくは補助して実施するものをいう。

(基本測量又は公共測量以外の測量)

第六條 この法律において「基本測量又は公共測量以外の測量」とは、基本測量又は公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量又は公共測量以外の測量をいう。

(測量計画機関)

第七條 この法律において「測量計画機関」とは、前二條に規定する測量を計画する者をいう。測量計画機関が自ら計画を実施する場合に、測量作業機関となることができる。

(測量作業機関)

第八條 この法律において「測量作業機関」とは、測量計画機関の指示又は委託を受けて測量作業を実施する者をいう。

(測量成果及び測量記録)

第九條 この法律において「測量成果」とは、当該測量において最終の目的として得た結果をいい、「測量記録」とは、測量成果を得る過程において得た作業記録をいう。

(測量標)

第十條 この法律において「測量標」とは、永久標識、一時標識及び仮設標識をいい、これらは、左の各号に掲げる通りとする。

- 一 永久標識 三角点標石、図根点標石、方位標石、水準点標石、磁気点標石、基線尺検定標石、基線標石及びこれらの標石の代りに設置する恒久的な標識(驗潮儀及び驗潮場を含む。)をいう。
- 二 一時標識 測標及び標杭をいう。
- 三 仮設標識 標旗及び仮杭をいう。

- 2 前項に掲げる測量標の形状は、建設省令で定める。
- 3 基本測量の測量標には、基本測量の測量標であること及び地理調査所の名称を表示しなければならぬ。

第二節 測量の基準

(測量の基準)

第十一條 基本測量及び公共測量は、左の各号に掲げる測量の基準に従つて行われなければならない。

値による。

- 長半径 一六、三七七、三九七メートル・一五五
- 偏平率 二九九、一五二八一
- 三分の一

二 位置は、地理学的経緯度及び平均海面からの高さで表示する。但し、場合により直角座標又は極座標で表示することができる。

三 距離及び面積は、水平面上の値で表示する。

四 測量の原点は、日本経緯度原点及び日本水準原点とする。但し、離島の測量その他特別の事情がある場合において、地理調査所の長の承認を得たときは、この限りでない。

五 前号の日本経緯度原点及び日本水準原点の地点及び原点数値は、政令で定める。

第二章 基本測量

第一節 計画及び実施

(長期計画)

第十二條 建設大臣は、測量審議会にかつて、基本測量に関する長期計画を定めなければならない。

(資料又は報告の要求)

第十三條 地理調査所の長は、関係行政機関又はその他の者に對し、基本測量に関する資料又は報告の提出を求めることができる。

(実施の公示)

第十四條 地理調査所の長は、基本測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

実施を終つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(土地の立入及び通知)

第十五條 基本測量に従事する地理調査所の職員は、測量を実施するために必要があるときは、國有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合においては、測量に従事する者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の職員が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(障害物の除去)

第十六條 地理調査所の長又はその命を受けた地理調査所の職員は、基本測量を実施するためにやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第十七條 地理調査所の長又はその命を受けた地理調査所の職員は、山林原野又はこれに類する土地で基本測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者は占有者の承諾を得なければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しないものとする。

(土地の収用又は使用)

第十九條 政府は、基本測量を実施するために、必要があるときは、土地、建物、樹木若しくは工作物を収用し、又は使用することができる。

2 前項の規定による収用又は使用に関しては、土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)を適用する。

3 第一項の規定による収用又は使用については、第十四條第三項の規定による都道府県知事の公示があつたときは、土地収用法第十四條の規定による公示があつたものとみなす。

(損失補償)

第二十條 第十六條、第十七條又は第十八條の規定による植物、かき若しくはさく等の伐除又は土地、

樹木若しくは工作物の一時使用により、損失を生じたときは、政府は、その所有者に対して、相当の償額により、その損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けることができる者は、その補償金額について不服があるときは、政令の定める手続により、その金額の通知を受けた日から一月以内に、土地收用審査会の裁決を求めることができる。

(永久標識及び一時標識に関する通知)

第二十一條 地理調査所の長は、永久標識又は一時標識を設置した場合においては、その種類及び所在を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、関係市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)にその旨を通知しなければならない。

3 市町村長は、永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を地理調査所の長に通知しなければならない。

(測量標の保全)

第二十二條 何人も、移轉、き損その他の行為により、基本測量のため設置した測量標の効用を害してはならない。

(永久標識及び一時標識の移轉、撤去及び廃棄)

第二十三條 地理調査所の長は、永久標識又は一時標識を移轉し、撤

去し、又は廃棄したときは、関係都道府県知事及びその敷地の所有者又は占有者に通知しなければならない。

2 第二十一條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(測量標の移轉の請求)

第二十四條 永久標識又は一時標識のき損その他その効用を害する虞がある行為を当該標識の敷地又はその附近でしようとする者は、理由を詳記した書面をもつて都道府県知事を経由して(國又は都道府県が行爲をしようとする場合においては、直接に)、地理調査所の長に当該標識の移轉を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求の書面を受け取つたときは、意見を附して送付しなければならない。

3 地理調査所の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該標識を移轉し、理由がないと認めるときは、その旨を移轉を請求した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による標識の移轉に要した費用は、移轉を請求した者が負担しなければならない。

第二十五條 基本測量に従事する地理調査所の職員は、仮設標識の移轉の請求があつた場合において、その請求に理由があると認めるときは、当該標識を移轉しなければならない。

(測量標の使用)

第二十六條 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、地理調査

所の長の承認を得て、基本測量のために設置した測量標を使用することができる。

第二節 測量成果

(測量成果の公表及び保管)

第二十七條 建設大臣は、基本測量の測量成果を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。

2 建設大臣は、基本測量の測量成果のうち、地図及び測量審議会にかつて必要と認めるものを刊行しなければならない。

3 地理調査所の長は、基本測量の測量成果及び測量記録を保管し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(測量成果の公開)

第二十八條 基本測量の測量成果又は基本測量の測量記録を閲覧し、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めようとする者は、建設省令の定める手続により、これをしなければならない。

2 前項の規定により、謄本又は抄本の交付を求めようとする者は、政令の定めるところにより、実費をこえない手数料を納めなければならない。

(測量成果の複製)

第二十九條 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、地理調査所の長の承認を得なければならない。地理調査所の長は、複製しようとする者がこれらの成果をその

まま複製して、もつぱら営利の目的で販賣するものであると認めるに足る充分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

(測量成果の使用)

第三十條 基本測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、地理調査所の長がその測量成果が当該測量に關して適切なものであるかを確かめるために、あらかじめその承認を得なければならない。

2 前項の規定により基本測量の測量成果を使用して測量を実施した者は、その実施に係る測量の測量成果に使用した基本測量の測量成果を明示しなければならない。

3 基本測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

(測量成果の修正)

第三十一條 地理調査所の長は、地かく、地ぼう又は地物の變動その他の事由により基本測量の測量成果が現況に適合しなくなつた場合においては、遅滞なく、その測量成果を修正しなければならない。

第三章 公共測量

第一節 計画及び実施

(公共測量の基準)

第三十二條 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成果に基いて実施しなければならない。

(作業規程)

第三十三條 測量計画機関は、公共測量を実施しようとする場合においては、あらかじめ当該測量に關

し観測機械の種類、観測法、計算法等を規定した作業規程を定め、建設大臣の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 公共測量は、前項の作業規程に基いて実施しなければならない。

(作業規程の準則)

第三十四條 建設大臣は、測量審議会にかつて、作業規程の準則を定めることができる。

(公共測量の調整)

第三十五條 建設大臣は、測量の正確さを確保し、又は測量の重複を除くためその他必要があると認めるときは、測量計画機関に対して勧告し、又は測量計画機関から公共測量についての長期計画若しくは年度計画の報告を求めることができる。

2 建設大臣は、前項の規定により勧告をする場合においては、測量審議会にかつてしなければならない。

(計画書についての助言)

第三十六條 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、左に掲げる事項を記載した計画書を添えて、あらかじめ地理調査所の長の技術的助言を求めなければならない。その計画書を変更しようとする場合も、同様とする。

一 目的、地域及び期間
二 精度及び方法
三 測量作業機関の名称
(公共測量の表示等)

第三十七條 公共測量を実施する者は、当該測量において設置する測量標に、公共測量の測量標である

こと及び測量計画機関の名称を表
示しなければならない。

2 公共測量を実施する者は、関係
市町村長に対して当該測量を実施
するために必要な報告を求めるこ
とができる。

3 測量計画機関は、永久標識を設
置したときは、遅滞なく、地理調
査所の長に、その種類、敷地の所
在その他必要と認められる事項を
通知しなければならない。

(地理調査所が実施する公共測量)
第三十八條 第三十三條、第三十五
條、第三十六條及び前條第三項の
規定は、地理調査所が実施する公
共測量には、適用しない。

(基本測量に関する規定の準用)
第三十九條 第十四條から第二十六
條までの規定は、公共測量に準用
する。この場合において、第十四
條、第十六條、第十七條、第二十
一條、第二十三條、第二十四條及
び第二十六條中「地理調査所の長」

とあるのは「測量計画機関の長」
と、第十五條から第十八條までの
規定中「地理調査所の職員」とあ
るのは「測量計画機関又は測量作
業機関の職員」と、第十九條及び
第二十條中「政府」とあるのは「測
量計画機関」と、第二十五條中「地
理調査所の職員」とあるのは「測量
作業機関の職員」と、それぞれ読
み替えるものとする。

第二節 測量成果
(測量成果の提出)
第四十條 測量計画機関は、公共測
量の測量成果を得たときは、遅滞
なく、その写を地理調査所の長に
送付しなければならない。

2 地理調査所の長は、前項の場合
において必要があると認めるとき
は、測量記録の写の送付を求める
ことができる。

(測量成果の審査)
第四十一條 地理調査所の長は、前
條の規定により測量成果の写の送
付を受けたときは、すみやかにこ
れを審査して、測量計画機関にそ
の結果を通知しなければならない。
2 地理調査所の長は、前項の規定
による審査の結果当該測量成果が
充分な精度を有すると認める場合
においては、測量の精度に関し意
見を附して、その測量の種類、実
施の時期及び地域並びに測量計画
機関及び測量作業機関の名称を公
表しなければならない。

(測量成果の保管及び閲覧)
第四十二條 第二十七條第三項の規
定は、第四十條第一項の測量成果
の写及び同條第二項の測量記録の
写に準用する。
2 第二十八條の規定は、前項に規
定する測量成果の写及び測量記録
の写の閲覧及びその謄本又は抄本
の交付に準用する。

3 測量計画機関は当該機関の作成
に係る測量成果及び測量記録の保
管を地理調査所の長に委託するこ
とができる。

(測量成果の複製)
第四十三條 公共測量の測量成果の
うち、地図その他の図表、成果
表、写真又は成果を記録した文書
を複製しようとする者は、当該測
量計画機関の長の承認を得なけれ
ばならない。測量計画機関の長

は、複製しようとする者がこれら
の成果をそのまま複製して、もつ
ばら営利の目的で販賣するもので
あると認めるに足る充分な理由が
ある場合においては、承認をして
はならない。

(測量成果の使用)
第四十四條 公共測量の測量成果を
使用して測量を実施しようとする
者は、測量計画機関の長がその測
量成果が当該測量に関して適切な
ものであるかを確かめるために
当該測量成果を作成した測量計
画機関の長の承認を得なければな
らない。

2 前項の場合においては、測量成
果に、使用した公共測量の測量成
果を明示しなければならない。

3 公共測量の測量成果を直接又は
間接に使用して刊行物を出そうと
する者は、刊行物にその旨を明示
しなければならない。

第四章 基本測量及び公共測
量以外の測量
(届出)
第四十五條 第六條の基本測量及び
公共測量以外の測量を実施しよう
とする者は、あらかじめ建設大臣
に届け出なければならない。

2 前項の届出は、建設大臣及び地
理調査所の長に対して第四十六條
に規定する権限を行使するために
必要な情報を提供するためになさ
れるものであつて、建設大臣は、
いかなる場合においても、当該届
出に係る測量の実施を妨げてはな
らない。

(測量成果及び測量記録の提出等)
第四十六條 前條第一項の規定によ
り届出のあつた測量で、建設大臣
が測量審議会にはかつて公共性を
有するものと認めるものについて
は、地理調査所の長は、当該測量
の実施者に対して当該測量の測量
成果若しくは測量記録の閲覧又は
これらの写の提出を求めることが
できる。測量成果又は測量記録の
写の提出を求める場合において
は、写の作成のための実費は、國
が負担する。

2 地理調査所の長は、前條第一項
の規定により届出のあつた測量の
作業規程について勧告をすること
ができる。

第一項の規定により地理調査所
の長が測量成果若しくは測量記録
の閲覧又はこれらの写の提出を求
めたときは、測量の実施者は、正
当な事由があるときは、これを拒
むことができる。

(法律の適用除外及び第五條の測
量に準ずる測量)
第四十七條 小道路、建物又は宅地
若しくは小農地の境界若しくは面
積の測定のため等の局地的な測量
には、この法律を適用しない。但
し、これらの測量を実施する者が
地理調査所の長に対して技術的な
助言を求めることを妨げない。

2 基本測量及び公共測量以外の測
量で、國若しくは公共團體の許可
若しくは認可を受けて行つた工事
又は國若しくは公共團體の補助を
受けて行つた事業のためにするも
の、建設大臣において、測量審議
会にはかつて、公共測量として指
定することができる。この場合に
おいては、当該測量については、

公共測量に関する規定を準用す
る。

第五章 測量士及び測量士補
(測量士及び測量士補)
第四十八條 技術者として基本測量
又は公共測量に従事する者は、第
四十九條の規定に従い登録された
測量士又は測量士補でなければな
らない。

2 測量士は、測量に関する計画を
作製し、又は実施する。

3 測量士補は、測量士の作製した
計画に従い測量に従事する。
(測量士及び測量士補の登録)
第四十九條 第五十條又は第五十一
條の規定により測量士又は測量士
補となる資格を有する者は、測量
士又は測量士補にならうとする場
合においては、地理調査所の長に
対してその資格を証する書類を添
えて、測量士名簿又は測量士補名
簿に登録の申請をしなければならない。

2 測量士名簿及び測量士補名簿
は、地理調査所に備える。

3 第一項の規定により登録の申請
をしようとする者は、政令で定め
るところにより、千円以内の手数
料を納めなければならない。

(測量士となる資格)
第五十條 左の各号の一に該当する
者は、測量士となる資格を有す
る。

一 文部大臣の認定した大学にお
いて、測量に関する科目を修
め、当該大学を卒業した者で、
測量に関し一年以上の実務の経
験を有するもの

二 文部大臣の認定した専門学校

において、測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者で、測量に關し三年以上の実務の経験を有するもの

三 建設大臣が指定する測量に關する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に關し二年以上の実務の経験を有するもの

四 測量士補で、建設大臣の指定する測量に關する専門の養成施設において建設大臣の指定する科目について高度の専門の知識及び技能を修得した者

五 地理調査所の長が行う測量士試験に合格した者

(測量士補となる資格)
第五十一條 左の各号の一に該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一 文部大臣の認定した大学において、測量に關する科目を修め、当該大学を卒業した者

二 文部大臣の認定した専門学校において、測量に關する科目を修め、当該学校を卒業した者

三 建設大臣が指定する測量に關する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者

四 地理調査所の長が行う測量士補試験に合格した者

(登録のまつ消)
第五十二條 地理調査所の長は、測量士又は測量士補の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合において、その登録をまつ消し

なければならぬ。

一 死亡したとき。

二 この法律の規定に違反し罰金以上の刑に処せられたとき。

三 測量士又は測量士補となる資格を有しないことが判明したとき。

前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることが出来る。

第五十七條 測量審議會に会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 測量審議會は、あらかじめ委員のうちから、会長が故障のある場合に会長を代理する者を互選で定めて置かなければならぬ。

(委員の手当等)
第五十八條 委員の手当及び旅費は、國家公務員の給与に關する法律の規定の範囲内において政令で定める。

(測量審議會の庶務)
第五十九條 測量審議會の庶務は、地理調査所において行ふ。

第七章 訴願
(訴願)
第六十條 この法律の規定による行政機關の処分に対して不服がある者は、主務大臣に訴願することが出来る。

第八章 罰則
第六十一條 第三十二條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(測量審議會の組織)
第五十六條 測量審議會は、二十人以上の委員で組織する。

2 委員は、關係各行政機關の職員及び技術に關し學識経験のある者のうちから、建設大臣が命ずる。

3 學識経験のある者のうちから命ぜられた委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、

第六十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 基本測量又は公共測量に従事する者又はその他の者で、基本測量又は公共測量の測量成果をして、眞実に反するものたらしめる行爲をした者

二 第四十八條第一項の規定に違反した者

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 正当の理由がなくて基本測量又は公共測量の実施を妨げた者

二 第十五條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定による土地の立入を拒み、又は妨げた者

三 第十八條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定による土地、樹木又は工作物の一時使用を拒み、又は妨げた者

第六十四條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十六條(第三十九條)において準用する場合を含む。の規定に違反して測量標を使用した者

二 第二十九條の規定に違反した者

三 第三十條第一項の規定に違反した者

第六十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前四條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

附則
(施行の期日)
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

(陸地測量標條例等の廃止)

2 陸地測量標條例(明治二十三年法律第二十三号)及び陸地測量標條例施行細則(明治二十八年陸軍省令第十七号)は、廃止する。

3 この法律施行前にした陸地測量標條例に違反する行爲に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(測量士及び測量士補に關する経過規定)
4 この法律施行の日から一年間に限り、測量士又は測量士補でない者でも、第四十八條の規定にかかわらず、基本測量又は公共測量に従事することが出来る。

(この法律施行前の測量成果、測量記録及び測量標)
5 この法律施行前に陸地測量標條例に基いてした測量で、基本測量の範囲に属するものの測量成果、測量記録及び測量標は、この法律に基く基本測量の測量成果、測量記録及び測量標とみなす。

6 この法律施行前にした測量で、建設大臣が測量審議會にはかつて指定したものの測量成果、測量記録及び測量標は、公共測量の測量成果、測量記録及び測量標とみなす。この場合において第四十條及び第四十一條第一項中「測量計画機關」とあるのは「当該測量を計画した者」と読み替へるものとする。

7 建設大臣は、必要と認めるときは、前項の規定により、公共測量の測量成果又は測量記録とみなされたもの又はその写を地理調査所の長に送附させることができる。

(この法律施行の際実施中の公共測量の措置)

8 この法律施行の際、現に実施中の測量で、公共測量に属するものについては、第三十二條、第三十三條及び第三十六條の規定は、適用しない。但し、当該測量がこの法律施行の日から一年以内に完了しない場合においては、一年後に実施される分については、この限りでない。

9 前項本文の規定に該当する場合においては、測量計画機関は、当該指定があつた後遅滞なく第三十三條の作業規程及び第三十六條の作業計画書を地理調査所の長に届け出なければならない。

○内海府委員 特別都市計画法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに改正の要旨を御説明いたします。

まず新憲法との関係におきまして第十六條の改正であります。御承知のように戦災都市復興の基礎を建設するために、目下全國百十五都市の土地區画整理を施行しております。現行の規定によりまして、土地區画整理施行地区内におきまして、施行後の宅地の総面積が、施行前の宅地の総面積に比較して一割五分以上減少するに至りましたときに限つて、その一割五分を越える部分について政令の定むるところにより、補償金を土地所有者及び関係者に交付する旨を規定してあります。一割五分以下の土地については補償の規定を設けておかないのであります。これは土地區画整理の施行により一般宅地の利用が増進し、その價格

が高騰する実状を考慮したものであります。が、一面また旧憲法第二十七條の規定によりまして、公共のために必要な所有権の処分については、法律で定めることになつておりましたので、法律上も、運営の上でも、支障はなかつたのであります。しかるに新憲法第二十九條第三項の規定によりまして、私有財産は正当の補償のもとに、公共のために用いることができるのであります。この規定の精神に照しますと、現行の規定は適当と考えられませんが、よつて土地區画整理施行地区内におきまして施行後の宅地價格の総額が、施行前の宅地價格の総額より減少しましたときは、その減少した額について土地所有者及び関係者に対しまして、補償金を交付することに改めることとしたのであります。なおこの機会に地方自治法等の施行に伴ひまして、字句の整備をいたしたのであります。

以上で本案の内容について御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御協賛あらんことをお願いする次第であります。次にただいま提案になりました測量法案について、提案の理由とその概要を申し上げます。

土地の測量は、國土の利用及び開發の基礎をなし、都市計画、河川、道路、港灣、森林、砂防等に関する公共事業、その他土地に關係する諸行政及び國民の經濟生活に、欠くことのできない科學的根拠を與えるものであります。従ひまして、かくのごとく國土の經營及び國民生活に重要な意義を有する測量の正確さを確保し、その精度の向上をはかるとともに、測量の成果、

特に公共の負担において実施する測量の成果を、できるだけ廣く一般國民に利用させ、もつて測量の重複を除き、その合理化をはかりますことはきわめて緊要な事柄であります。なお土地の測量は、いかなる土地についてもこれを実施する必要があるもので、実施にあつては、一般國民との間に種々法律上の關係を生ずる場合が少なくなく、測量の正確かつ合理的な実施上、いろいろと配慮を必要とするものであります。かくのごとく土地の測量は、國土の開發利用の基礎をなし、きわめて重要な意義を有するにもかかわらず、現在測量に関する法制としては、わづかに明治二十三年法律第二十三號陸地測量條例及び同條例の施行規則があるのみであります。しかしながら、この旧條例は、新憲法施行後の今日においては、いろいろな点において妥當性を欠き、改正すべき点が少なくなく、以上のごとき諸目的を果すこととていふべきなのであります。よつて政府におきましては、現行陸地測量條例を廃止し、これにかえて測量法案を提案することにしたのであります。同法案の主要な点は次の通りであります。

第一に、測量実施に不可欠な測量の基準を定めたことであります。すなわち測量実施に必要な種々の基本的數値、たとえば地球の形狀、大きさ等の計算の基礎、その他位置、距離、面積等の計算上の基礎及び測量の原点を法律に明記し、わが國における測量実施上の基準を定めたのであります。次に、測量をわかつて、基本測量と公共測量及びその他の測量の三つとし、第一にすべての測量の基礎とな

り、地理調査所において実施する測量を基本測量とし、第二に國または公共團體がその費用を負担する測量で、建設大臣が測量審議會にはかつて指定する、局地的測量以外の重要測量を公共測量としました。そしてこの基本測量及び公共測量を、合理的に実施するたに必要なる権能を定めるとともに、公共測量について、高度の正確さを確保し、かつ測量の重複を省くために、測量実施の計画に対する技術的助言その他必要な調整的方途を規定いたしました。さらにかくして得た基本測量及び公共測量の、正確な成果及び記録を一般に公開し、國民をして最大に利用させるために、これらの測量の成果の公表、保管、閲覧、謄写、使用等について必要な規定を設けました。なお基本測量及び公共測量以外の測量で、國もしくは公共團體の許可もしくは認可を受けて行ふ工事、またはその補助を受けて行ふ事業のために行ふ公共的な重要測量は、建設大臣において測量審議會にはかつて公共測量として指定するに限り、公共測量に關するすべての規定を準用することにいたしました。以上申し上げました以外の測量については、そのうち基本測量または公共測量の成果を使用して実施するものは、建設大臣に届出するものとし、その他の測量については、單に地理調査所の長に対して、技術的な助言を求めることができるとともに、この法律の適用から除外することにしました。

第三に測量の正確さを確保するためには、測量実施の計画、作業等を合理的ならしめ、その運営に誤りなきを期することが大切であります。その根

本は、測量技術に従事する者の技術的能力であります。従つて、公共性を有し、高度の正確さを必要とする測量、すなわち基本測量及び公共測量に従事する技術者は、測量士又は測量士補として登録されたものであることを必要とし、この測量士または測量士補となる資格、試験その他について規定を設けました。

第四に、この法律は、國家または公共團體の実施する主要測量に直接または間接に關係するのみならず、一般國民も種々なる面において拘束を受けますので、この法律の運営を適切ならしめ、同時に測量全般の改善発達に資せしめるために、測量審議會を設置することにいたしました。

最後に、測量法に基き、國または公共團體の行政機關のなした処分に対して、訴訟の道を開くこととし、また必要なる罰則を設け、その他法律の施行に必要な若干の経過的措置を規定いたしました。

以上が測量法提案の理由及び法案の概要であります。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

○淺利委員長 以上で政府の説明は終わりました。両案に対する質疑はあつたものといたしまして、緊急を要すると認める建設省機構問題について審議を進めたいと思ひます。

○淺利委員長 この際、連合審査會開会の件についてお諮りいたします。建設省の機構改革に關しましては、本委員會といたしましても重大なる関心を有するのであります。かねてより検討いたして参つたのでございまして、去る二十三日建設設置法の一部を改正する法律案が内閣委員會に付託

されるに至りましたので、この際ぜひとも内閣委員会に本委員会の意見を反映せねばならぬと考えるのであります。衆議院規則第六十條によりまして、連合審査会ができませんから、この際内閣委員会に連合審査会開会を申し込むことにしたいと思ひます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○淺利委員長 御異議なしと認めましてさように決します。なお期日につきましては、内閣委員長と打合せの上、追つて公報をもつてお知らせいたします。

○淺利委員長 次にこの際当局の政府委員もお見えになつておりますので、建設省の機構改革について検討いたしたいと存じます。まず本件に関する当局の説明を求めます。

○岩澤説明員 このたび提出に相なりました建設省の一部改正案について、一應皆様に御説明申し上げたいと思ひます。現在の建設省は、御承知の通り昨年七月に制定せられた建設省設置法に基いて設置せられたものであります。その機構は大臣官房のほか、総務、河川、道路、都市、建築、特別建設、この一官房、六局のほか、外部部局といつたしまして地理調査所、それから土木研究所、建築研究所並びに建設工事本部という附属機関があり、また全国に地方建設局というものが六箇所あるものであります。このたび政府の行政機構の簡素化という一般方針に基きまして、建設省におきましてその機構を整備簡素化するという線に沿ひまして、一應この設置法の一部改正法律案を提出することに相なつたので

あります。今回の訂正は、ただいま申し上げました通り、政府の一般方針に沿ひまして、できるだけ機構を簡素化するということを十分検討いたしました結果、このたびは現在の総務、河川、道路、都市、建築、特別建設局の六局を管理、河川、道路、都市、住宅の五局といたしまして、建設工事本部は廃止いたしました。また外部の部局につきましては、従来と同じように、地方に建設局とそれから地理調査所、土木研究所、建築研究所を設けておるものであります。そういたしますと従来の特別建設局が今度廃止になりましたから、それに附随しておりました営繕部はこれを監理局の中に納めまして、そうして國費をもつて支弁する建築は、今後監理局で処置することに相なつたのであります。また建設局を住宅局と改めました理由は現在における住宅問題が非常に緊急性を帯びておるので、主として住宅の解決に重点を置くという意味から、住宅局というものを、名実ともにこれを具えるという意味において住宅局と名をかけたのであります。従つて従来の建築局の所掌事務はそのまま住宅局に引継いでやることにいたしましたのであります。それからこの設置法の一部改正におきまして違ひますことは、現在の建設省設置法の施行令によつて規定されておる特別の職、たとえば技監であるとか、あるいは技長であるとか、あるいは官房長といふものを、今度の設置法の一部改正法の中に加へまして明記したということが従来のものであつておるおもしろいものであります。

以上は大体現在お手元にあります構構についての御説明を申上げたのであ

りますけれども、全体を通しましてわれわれが建設省なりあるいはまた國全体の建設行政をなぐめした上において、今提出しておる機構において満足しておるのかというのを申し上げますと、われわれとしては國全体の行政機構をもつと総合的に統合するといふことが最も必要であると考えております。またこの各省の設置法が出るこの現在が、最もそういう総合計画をまとめる上においてよい時期だと、こゝろいうふうにお考えおつたのであります。が、政府におきましては、やはりいろいろの關係上、現在における各省の機構をそのまま簡素化する、こゝろいう方針に相なつたのでありますから、現在における建設省の内部において十分検討して、従来の一官房六局を一官房五局に圧縮して、暫定的に建設行政を進めて行きたいというように考えておる次第であります。なお今後における建設行政につきましては、皆様方の御意見を拜聴いたしまして、また御質問がありますればそれにお答えをいたしたいと考えております。

○今村(忠)委員 ちよつとお尋ね申し上げますが、われわれは復興院が建設省にかつた当時、建設行政の一元化といふことを主張いたしまして、当時の政府当局に對しまして、所見をただすだけでなく、進んでわれわれの考へておる点をいろいろの機会において発表もし、希望もし、要求もして参つたのであります。が、今回建設省設置法の一部を改正する法律案の大体の御説明を承りますと、われわれが年來主張しておるものが、今回もなおかつ残り残されたやに思ふのであります。その主要な点は運輸省關係の港灣局とで

もいいます。港灣關係、また商工省所管の電源開發に關する關係のものであります。どうか、どうしてもこの國土計画的の立場から考えますと、河川のごときにおきましては、山の上の源から海に注ぐ港に至るまで、一元的に行政廳において主管することが至当と考えるのであります。この意味におきましては、例の農林省の砂防關係にいたしましては、われわれは当然取入れらるべきものでは、ないかと考えるのであります。河川を一つの源から海に注ぐまで一元的に管理し、また計画的に改修その他の施策を施すべきものと考えるのであります。同様にまた道路の面においても、すなわち農林省關係の林道といふようなもの、できれば建設省に移すべきではないかと考えます。営繕事務といふか、その關係の各省にわかつておるものも、できればこれを一元化して建設省の所管にしてもよい。かように私どもは従来より今日に至るまでかわらず考へておりました。これについては、一應事務當局の側でさうな希望を持つておられるものかどうか。第二段には、今回この各省の設置法が改められるというか、つくられるにあつて、折衝の結果どういうふうになつておるのか、この二点について御説明をいたしたいと思ひます。

○岩澤説明員 ただいま今村委員からの御質問について、第一点につきまして、御趣旨はわれわれも同感であります。この点については、われわれの仲間においても、一つの案を持つておるのであります。それはこの戦争後において非常に荒廢に陥した國土を復興するといふ意味から、今まで建設行政

事務というものは、各省にてんぐばらばらになつておつた。少くともこの機会において、これを総合的に集約する、もつて國土をできるだけ早く復興するといふ意味から、このばらばらになつておる建設公共事業といふものを集約的に一省にまとめるという意味から、現在における公共事業をつかさどつておる建設省が中心になりまして、さうして先ほど御指摘になりました港灣とか、あるいはまたダム建設事業とか、また從來たび／＼問題になつておりました治山關係、農林省と建設省において分關しておる砂防などを一括する、また國費をもつてこれを營繕しております建築が、各省において非常に分散しておる、これを一箇所に集めるといふ観点から、これはわれわれ建設省、いわゆる大建設省といふのではいかにも我田引水といふような感じがいたしますので、これをまとめたものを一つの建設事業省といふような一仮の名前ではあります。が、こゝろいうものをつつて建設行政を総合的にやつて行きたい。こゝろいう案を一應持つておるのであります。しかしながら今回は、先ほど申し上げました通りに、各省にわたつてこゝろいうものを総合的にやるについては、相当時間がかかるし、いろいろのなトラブルも起るといふ観点から、現在の各省の内部において、これを簡素化するといふ線において、これを改めただけのものであります。この結論をいたしましてここに建設省の一部改正が出たのであります。が、この道程における諸問題は、第二点だと思ひますが、実は建設省の機構改革におきまして、われわれ／＼いたしましては、先ほど申し上げました第一点において、

い／＼政府の方に公共事業省の案を提示いたしまして、これによつて、審査を願つたのであります。しかしながら、これも遂に各省にまたがつた関係上、なか／＼困難だといふ見通しのもとに、結局建設省の内部から、でき得ればこの簡単なものをつくりたいという事から、第二案として、一應は建設省に運輸省の港湾局を合併する案がまゝつたのでありますけれども、これもやはり運輸省の方面から相当の異論が出たために、遂にお流に相なり、結局建設省そのものの簡素化ということに落着いた次第であります。

○今村(忠)委員 承りますと、事務局におきまして、一應公共事業省とでも称するようない一つの理想案を持つておるといふことであります。が、われわれは国会独自の立場から、今回の建設省設置法案といふものを考えたいと思ふのであります。もとよりわれ／＼はわれ／＼としての、一つの独自の意見も持つておりますが、一應事務局としてつくられた公共事業省案といふものを参考にしたかと思ひます。が、ぜひ適當の機会に御提出いただきたいと思ひます。

それから第三点に、折衝の経過を概略ではあります。が、お話をしたようであります。それで十分であるとは考えられませんが、一應われ／＼はこの機会にぜひともわれ／＼委員の多年考へておるところの、完全な総合的な、最も日本再建の基礎となるこの國土建設上に活躍するといふか、努力し得るところの一大行政機關の設置といふことを、ぜひ考えたいと思ふのであります。なるほど時間的に困難な点も

あるという当局の説明ではありますけれども、各省にわたつて設置法をつくるべきであり、時期としては最もよい時期ではないかと私は思ふのであります。この点はひとつわれわれは委員会においても研究いたしまして、国会独自の立場から、ぜひ理想的なものをつくるのに努力いたしたい、こう思ふのであります。事務局の側におきまして、その参考資料等がありましたならば、ぜひひとつ御提出いたしたいと思ふのであります。以上をもつて一應の私の質問を終ることにいたします。

○村瀬委員 ただいま今村委員から詳しくお話がありましたので盡きておりますが、今それに対して、岩澤次官も時間がかかるし、トラブルも起るから、とりあえず不満ではあるが、この案にしたという御答弁であります。が、実はこれは建設院設置のときに政府委員からこの通りの答弁があつたのであります。私は今村委員がお話になつたから、すでに建設院設置にあつたて當時の國土計画常任委員会が、いかに眞剣に大復興省、國土省をつくるべきかといふことの議論をしたかは、當時の速記録にはつきりと残つておりますから、これを繰返すことはいたさないでありますが、そのときすでに國土計画委員会では、各党各派をあげて完全に一致した意見であつたのであります。しかしこのときはほんとうに時間もないし、またセクショナリズムもまだ残つておるだらうから、とりあえずこの建設院で済ましてくれといふことで、當時私も討論いたしましたが、各党の御討論が、すべてそれは大建設省の一日も早く実現すること

を條件として、とりあえず建設院を認めようといふことに着着いたのであります。ところがその後建設省ができましたときには、どういふわけかこの議案は建設委員会にはかかりませんで、當時決算委員会が何かですら／＼と済まされたと思ひます。このゆゑに公共事業省と言ひますか、すべての技術と國土再建の眞剣な熱情を結集するという意味におきまして、何人も異論がなかつたのであります。ただ建設省以外の方々からは、まだ時期でないとか、い／＼の御意見がありました。が、われ／＼の感じましたところから見ますと、セクショナリズム以外の何物でもない。傾聴に値する反対意見はなかつたのであります。そこでこの大改革に伴ひまして、ここにこの案が出て參つておるのであります。が、この機を逸するならば、おそろしく永久にわれわれの理想は実現することはないであります。従つて時間がかかるから、トラブルも起るといふことは、建設院の設置のときには言へたかもしれないが、あれからすでに二年近く経つておるのでありますから、もうこの二つの理由は建設省、大公共事業省をつくるのに間に合ふぬという理由はないと思ふのであります。そのほかにとりしてもいかにぬといふことがあるならば、それはわれ／＼の方も大いに反省をいたしまして、必ずしもかつての議論をうのみにしようといふのではあります。が、それ／＼が言つておるのは、

とで、何で再建ができるでありましよう。當時から現在の内海政務次官におかれまして、非常にこれには熱心な御研究をなさつておつた方でありまして、また田中委員なども実にかん／＼が／＼の弁で主張なさつておつたわけでありまして、この際理由のあるものは差控へますが、理由のない、單にセクショナリズムに基づくものであるといひますならば、それを飛び越えて完全に実現するように、委員会においても努力をいたしますが、政府にいたしてもどうか強力に、勇猛心を起して、いただきたい。それからこの点は、どう考へてもはつきり表現できないといふようなものがここに現れております。農林省、あるいは運輸省等の問題も多年先議会で論じたのであります。が、その中でその後疑義が起つてむづかしいといふものがあるならば承りたいと思ひます。またこの時期は一應時間もおかからし、トラブルも起るから、およそいつごろにわれ／＼の理想が実現できるというお見通しがありますならば、政府委員の方からお答えを願ひたい。

○岩澤説明員 ただいま村瀬委員からの御質問もつともだと思ひます。御熱意に對しまして事務局といたしましては感謝する次第であります。先ほども申しましたように、時間的に制約がある、あるいはトラブルがあるといふことは、われ／＼が言つておるのは、決して、政府そのものが言つておるのをお傳へしておるだけでありまして、われ／＼といたしましては、やはり建設院が設置せられ、また建設省に昇格いたしましたときに、國土計画委員会、あるいはまた建設委員会の皆様方が、

非常に理想的な、総合建設行政をこの際にするべきものだといふことを、しみじみ考へておるのであります。従つて今度の機構改革等も好機を逸すべからずといふような意味合いにおいて、また皆様方のお力にたたへるには、この機会だといふ意味において、先ほどごひろう申し上げました公共事業省といふ一つの草案を持つて臨みたいということになつたのであります。政府当局、すなわちこの担当大臣であります。本多國務大臣は、各省をずつと統合せられて、この移行に専念せられたのでありますけれども、最初は相當積極的な熱意を示しておられたのであります。が、い／＼の事情なり、また考へが違つたのかもしれませんけれども、結局こういつたやうなことに、おちつかざるを得なかつたといふことは、われ／＼非常に遺憾に存するのであります。しかしながら國會において、皆様方の御盡力によつて、われ／＼が平素抱いておる建設行政の総合機構ができることは、われ／＼最も望むところでありまして、それにつきましては皆様方の御努力に、また驥尾に對して、この実現を期したいと考えておるのであります。

○田中(角)委員 今の点に對して政府委員に質問をいたします。総合的建設省の実現の努力に對しては、今さら申し上げるまでもなく、本委員会は二箇年にわたつて、これが実現に努力をして參つたのであります。が、第一回、第二回、第三回と、遂に時間的、技術的に間に合はないといふことをもつて今日に至つておるわけでありまして、総合的建設省ができる。一番いいきっかけといふものは、私が申し上げるまでもな

く、建設省の母体になることの當時の土木局を含んでおりました内務省の解体ということが命ぜられたときが、一番この可能性があつたのであります。が、時間的に、しかも技術的に間に合わないといふのと、特に政府の勇断を欠いたために、遂にできなくなつてしまつたのであります。すなわち先ほどから申し上げておる通り、根本に流れるところの各官廳間のあつれきが、遂に第一回、第二回、第三回と時間的、技術的に間に合わないといふ名目のもとに葬り去られたのであります。それと現内閣において行政機構の一大刷新を行ふという前提に立つてゐるところの、現在の各省の定員法の設置案といふことは、総合建設省をつくるのに與えられた二つの非常に大きなチャンスであります。このチャンスを逃がしたら、また当分の間総合建設省がでないのではないかとといふことをはなはだ憂慮してゐるのであります。しかし現在の段階においてすでに法案も出しておるのでありますし、特に政府は現在行政機構の改革の途上において、今度だけは当初の案を通してもらいたいといふ、いつもの式であります。が、わが黨の内閣でありますし、私も役員会ならびに前の当委員会においても、相当強硬な意見をはいてゐるのであります。が、最善の案が通らない場合には、次善の案を行ななければならぬといふことは申し上げるまでもないことであらう。少くとも時間的に間に合わないといふことであるならば、少くとも次善の案は、できるだけこれを最低限として強行したい。こういうふうな考へてゐるのであります。それは政府が今お出しになつてゐる原案と

非常に大幅に違ふ場合にはむずかしいかも知れませんが、ここに新しく法案として出しておるこの五局案の局部の所管をかへるということだけで、次善の案が強行されるのではないかと私は考へております。その件につきまして、私の意見を申し上げて、政府の答弁を煩わしたい。こういうふうな考へたのであります。これは本大臣が言われましたように、時間的に時間的に間に合わないもので、現在の機構のままでは次善の案をとりたい。こういうのであります。が、この案として出て來たものは、まことにどうもわれ／＼考へてゐる次善の案よりも、もつともつと遠い案ではないかと考へております。なお管理、河川、道路、都市といふような名称をつけられたといふのであります。これは現在政府が考へてゐる天引二割制限といふようなものにひつかかつて、こういうものになつてゐるのだと思ひますが、私は少くとも現在の機構のままで次善の案をとることとしたならば、企画と実施という二つの大きな線に、こういう企画はわかれるのであります。企画と実施という面を、はつきりとひとつ今度の設置法で表わしていただきたい。しかもこの実施面においては、土木と建築と二つに分かれるわけであり。私はその意味において、計画的なもの、すなわち総務で從來取扱つておつた所管事項は、このたび全部管理局でもよし、総務局でもよし、その一局にまとめる。すなわち計画、企画に関する事項は全部一局にまとめること。そうしてもつと小さくするならば、実施局を土木と建築局の二局に分ける。これは最も簡単な案であります。それが

現在の状況においてできないといふならば、比較的小きな機構でもつてやられるところの企画、計画面は一局にわけ、土木の面は二局にし、建築の面は二局にする。合計五局といふように考へるのであります。詳しく申し上げますと、総務局でもよし、管理局でもよし。そこに從來の総務局、並びに都市局の全部を含む。河川局、道路局はそのまゝにして置く。それから住宅局は住宅行政といふことが非常に重大であるために取上げたことはよくわかるのであります。これは当然建築の中に入るものでありますから、現在の建築局をそのままにして残す、そして建築行政を全部一本にまとめる。そして一般建築行政は建築局においてなす。特にここに大きく浮び上つて來るところの官廳の管轄行政を、すなわち官廳局として昇格する、この案が次善の案としては越すことのできない案でなければならぬと考へるのであります。それはわれ／＼委員会が二年半にわたつて討議をし、熱心に要望をやつて來たのが、今度また政府提案のこの五局案を見たときには、委員の意思はまったく無視されておられます。私の申し上げるのはその意味において同じ五局であります。これは非常に大きな線に沿つた五局であり。それは少くとも官廳間のセクションナリズムがあつてできないといふことを打破するならば、少くとも但書をもち、各省大臣と建設大臣が協定した場合は、ある程度に限つて官廳管轄は各省でやつてよろしいといふような協定、すなわち現在在但書を逸脱しまして、ほとんど各省各官が／＼に官廳管轄が施行されておるのが実情であ

りますし、なかつく司法關係その他においては、建築行政その他の責任者は全部裁判官であります。このようなことはまさにナンセンスであると言わなければなりません。この実情をもつて官廳間のセクションナリズムが総合建設省の出現を阻んでおるといふ事實は申し上げるまでもない事實であります。その意味において総合建設省がでないならば、すなわちこの但書をつてしまふ。官廳管轄の統一ぐらひは当然次善の案としてやらなければならぬ。しかも三回目の建設省設置法案の提出のとき、時間的に、技術的に間に合わないからといふので、何とか当委員会の意思を表明することができないかといふので、附帯條件をつける、附帯條件はつけられないといふので、本議会の委員長報告並びに当委員会の速記録にこゝろが残りつております。特別建設院もしくは特別調査院に特別建設局の所管事項が移管された場合、特別建設局を廃止し、官廳管轄を官廳局に昇格し、官廳管轄の統一をはかることが当委員会の総意として載つておるのであります。これを管理局に持つて來る。私は住宅行政といふものと官廳管轄といふものが、住宅行政の官廳管轄よりも小さいといふのではあります。しかし総合建設省をつくるという熱意があるならば、当然当委員会の譲るべからざる最後の線として、速記録にとどめた官廳管轄の統一は当然なすべしといふ私は強い意見を持つておるのであります。この管理、河川、道路、建築、管轄といふ五局案に対して、政府提案の五局案の提案をどちがよいかといふことを、内海政府委員並びに次官から御答弁を願ひたい

と思ひます。私の案は当委員会の意思を無視せず、まことに良案なりと信じておるのであります。が、これさへできないといふことになる、相当考へなければならぬと思つてゐるのであります。すなわち率直な御答弁を煩わしたいのであります。しかも内海政府委員は、当委員会に私たちと同じく二年間おられたのであります。特に岩村君、今の村瀬君とも、これは超黨派的に考へた問題でありまして、大いに要求された御一人であります。ひとつその立場において、政府に入つたからこれを何とかするといふことではない、御答弁を願ひたいと思ひます。もう一つ次官に伺ひたいのであります。が、建設省設置法に技監一人を置くといふことがあります。しかしこの前、本委員会の意思をいたしまして、すなわち建設省の次官としての所管事項は建設行政である。すなわち技術行政であるといふことによつて、この速記録にもあるものであります。建設省の次官は技術官をもつて充てる、これはまことに空前の但書をつけたのであります。が、これもわれ／＼が総合建設省をつくるという熱意の現われであります。その意味で岩澤建設技監が次官になつておられるのであります。私は將來やつぱり優秀な技術官が次官に登用されるということであるならば、あえて技監制を設ける必要はないのではないかと考へるものであります。この問題に対してひとつ岩澤次官の御答弁を煩わしたい。この二点に対して質問をいたします。

○岩澤説明員 今の田中委員の御質問にお答え申し上げます。なるほどこの

建設省の事業というものは、企画と実施という二つの面にあることはお説の通りであります。従つてこの企画は各局とも一つの企画をやりまして、それから後それを実施に移すということでありまして、たとえば河川局にいたしまして、治水の企画をし、それを実施に移す、また道路においても同じようなことを繰返しておるのであります。しかしながら根本の計画をやるということは、従来から同じように総務局で国土計画とか、あるいは地方計画というものを総合的に企画いたしましたので、その企画したのについて各局がこの線に沿つて実施に移しておる次第でありますから、その点は御心配ないと思ひます。

また第二点、なぜ営繕部を管理局に合併して、この営繕部は従来からのいきさつから局になつたかという御質問のように拜聴するのであります。が、この営繕部は従来そのまゝのものが営繕部になりましたので、局にするのにはどうかという感じもいたすのであります。というのは先年からのこの営繕統一という御熱心な努力がありまして、これにこたえるためにわれわれ事務局といたしましては、各省に十分折衝はいたしたのでありますけれども、やはり長い間のセクショナリズムの影響がありまして、なか／＼われわれが考へておる通りに簡単に営繕統一ということができないために、結局われ／＼の努力のいたすところ、御希望に沿うことができなかったということ、この席においておわびを申し上げなければならぬと思つております。要するにこの営繕統一というものは、たれも当然だと考へておること

ありまして、事務的にはほとんど統合は不可能だ。従つて今後に残された問題は、政治的にこれを解決してもらつて以外に方法はないと考へております。この営繕統一ができましたあかつきには、この事業の膨大さに比へまして、局に昇格することは当然とわれ／＼は考へておりますから、この営繕統一は一つ政治的に統合してもらつておるようお願いしたいと考へております。

第三点は今度の一部改正法に特別の職として技監だけを支持しておるというところでありまして、これは建設省の性格といたしまして、やはり技術の方の総帥というものが当然必要になつて来ると思ひます。たゞ／＼次官が技術官であればその必要はないといふことも考へられるのでありますけれども、はたして技術官をもつて次官にするという性格のものでないといわれれば考へております。従つて次官が技術官であつても、やはり技術の方を大々的に見るという意味からいって、技監を置く方が適當ではないかと考へておるのであります。でありますからこれは私の立場から申すといかにもおかしいのでありますけれども、技術官をもつてこれに當てるというのではなく、やはり建設行政に堪能な者があればこれを事務官であらうか、あるいはまた技術官であらうか、どちらでも堪能な者をもつて當てるのが今後における建設行政の発達の上からいって最もいいのではないかと、私はそう信じております。

在のいわゆる國土建設なり、あるいは水利の問題、あるいは治山の問題といったような、あらゆる問題を検討いたしまして、その当時より諸君とともに建設院あるいは建設省設置に際しまして、何とかひとつこの際営繕事業の統一をはかり、一面においては電力資源の開発、さらに港灣の問題、こういったようなものをかりに公共事業省といたつたような大規模な一省の中に統合して、そしてこの公共事業の目的達成に進みたいといふことは、今日といえども私はわかりません。ただ岩澤次官の述べられましたことがよく、このたびのいわゆる機構の改革は、政府の一般の方針に基いて、機構を整備簡素化するといふだけにとめたのであります。それけれども、今後においては、皆さんの御期待に沿つて、すみやかに建設省が、皆さんにぐらに入りましたことがございします。いよいよ公共事業省とも申すべき事業そのものを御検討願ひまして、委員会の御意思に沿つて政府も同調したいと考へておる次第でございます。御了承願ひます。

○田中(角)委員 もう二点だけございします。これは岩澤次官がこの部局問題に對しては本委員会が政治的解決をしてくださいといふお氣持は十分わかるのであります。私たちが與黨をいたしましては、できるならば政府原案に反對をしなくて、うまく通してさしあげたいと考へるわけでありまして、これは政治的に考へなくとも、官廳營繕の統一といふのは簡単にできるのじやないかと思ひますので、いかに官廳のセクショナリズムが強いにしても、この官廳營繕の統一といふことは、建設省設置法案の第三條二十六号に、すなわち「國費支弁に屬する建物の營繕(別法律で定めるものを除く)を行うこと」といふ一項に掲げておるのであります。しかも各省で群雄割拠し、營繕を行ひ、課を設け、部を設けやつておる事項をかえりみますると、この條文の通り國費の支弁に屬する建物の營繕一切を大藏省營繕管財局で行つておつたのであります。特にその當時は、各省でやるものは建設大臣と各大臣が特に協定があつた場合といふ特殊なものと、もう一つは、ごくさいいなものでも統一の必要を認めない、統一することによつて非常に建設行政が煩瑣になるという、この煩瑣を除くためにこの但書が設けられてあつたのであります。すなわち各省においては、大臣官房會計課の一營繕係、すなわち一人か二人の當時の技手をやつておつたものが、今は課になり部になる。大々的には局に近くなつておるのであります。そのようなものが大きくなつたので、開拓局を設け、しかも開拓廳を設けようといふところまで發展したではありませんか。そういうところに條文といふものは非常に簡單であります。が、法は運用いかんによつて非常な害悪をなし、または善をなすものであります。この但書が一項あるために、つまり開拓局になり、開拓廳をつくるうとしたではありませんか。私たちはその當時現在の委員会に開拓局の諸君、電力局、港灣局の諸君を呼んで糾明したものであります。實際現在の商工省から通商産業省と看板をかえようといふときにあたつて、電源開発を通商産業省のうちに置くといふようなことは、まさにナンセンスであります。

私も党の役員会で非常に強く申し述べたのであります。が、こゝういふ一事を取上げますと、各省間のセクショナリズムの弊害といふものは枚挙にいとまがないのであります。私はその意味において、当委員会においては但書をついてしまふべきよい。すなわち所管大臣との協定によるという各省の建設行政といふものの但書をれば簡単にできると思ふ。これは各省に營繕部があるが、課があるが、この但書をついてしまふれば、官廳營繕の統一はなりましよう。全部とつてしまつて非常に煩瑣になるといふおそれがあるならば、各省營繕を大藏省營繕管財局當時の條項まで厳密に制限すればよろしい。すなわち十萬圓から十萬圓と一定の限度をもつて、十萬圓以下の各省所管の官廳營繕に對しては建設大臣は各省と協定があつて各省でやつてよろしいといふことにしてよい。もう一つは、特殊なものに對しては、この但書を適用するように二、三字の簡條でもつて官廳營繕の統一がなるのでありますから、このくらいはひとつ大いに勇氣を出してやつていただきたい。できないならば、政府原案を正式に提案されない前に、ひとつ修正案を出していただければまづたく幸甚だと思つておるのであります。

もうひとつは技監の問題であります。が、技監の問題は岩澤さんの御説明の通り、技監制度を置くことは非常にいいのであります。が、岩澤さんをもつて建設行政の大元締である次官に技監が初めて登用されたことは非常にいいことではあります。が、いまでも技術官が次官になつておられるものでもない。そういう場合に技監を置くといふ

ことは非常にいいことだと私も技術者でありますからよく納得するのであります。技術官を置く、特に技術官の墓場のように、とにかく技監に追い込んでしまつて、遂には技術官の最高の望みがなく技監であつて、次官というものはまたぞろ事務官にまわるのが定石であります。しかも第一回の建設院並びに建設省に技監を置くという荒つぱい條項をつけて技術官が登用されたのでありますから、技監などを置かないで、大いに事務官として政治力も研鑽してもらふということになつて、事務官の方々よりも技術官で事務官と同じ政治力を持つた技術官出身の次官がこれから續けて出ればまことにいいと思う。そういう意味では技監というよりな一つの安定の場所をつくつておくことはどうかと思つたのであります。私の質問の眞意はそこにあるのでありますから、できればこの技監制度というものを廃止をして、技術官が大いに次官に向つて努力するというよりな道を開かれた方がいいのではないかと。私の希望だけを申し上げておきます。

○内海政府委員 どうも田中委員よりは徹頭徹尾御鞭撻を受けまして、まことにごもつとも次第でございます。つきましては私もできるだけ努力いたしまして、御期待に沿うようにしたいと思ひます。

○今村(忠)委員 順に承りまして、大休当局者の意の存するところはわかりました。つきましては今申し上げる總理大臣を含めて各省大臣に質問いたしたいと思ひまして、連合審査があるという事です。それ以前にこれだけの大員と関係の人に出てもらいたいと

思ひます。第一に建設大臣であります。これは順序からいつてちよつとあとにいたしておきますが、運輸大臣と港務局長であります。それから農林大臣と林野開拓に関する関係の当局者、局長、次に商工大臣と水力電氣関係の電源開発に関する局長、責任者、次に大蔵大臣と營繕関係の予算を担当してある政府委員、次に厚生大臣と國立公園及び上下水道に関する責任者、これをまず第一回にお願いしたいのであります。順序としては、建設大臣は場合によつては次の申し上げる機会ではないかと思ひます。それだけ以外の大臣、言いかえますと、經濟安定本部長官の青木大臣であります。これと建設関係の担当者、次にこの際この機構改革に直接の責任をとつておられる本多國務大臣、それからぜひその二回目の際において總理大臣をお願いしたいと思ひます。これとともに連合審査意向を確かめておきたいと思ひます。ぜひひとつお願いしたいと思ひます。

○田中(角)委員 今の今村君の提案に追加して、文部省の教育施設局長をお願いいたします。

○天野(久)委員 先ほど建設省の機構改革について強い御意見を拜聴して、たいへん私うれしく感じております。そこでさつき岩澤次官から、これまで来たが、この後は政治的解決にまわりたい、こういうような話がありました。もつとも以前建設院が建設省に昇格いたしましたときに、やはり時間的いろ／＼の関係から余儀なくああいふ形で建設省になりました。その際に田中委員などからは強い御要望がありまして、こんな形でもまだ建設省にした

いのか、こういうような話で、実はどういふ形でもこの際省にいたしたい、次に建設省にいたしたいといふようなことで、いろ／＼話があつたと思ひますが、私は今後電源開発等の問題につきましては、これは建設省が一元化して行きますと、非常にいろ／＼な関係が生じはしないか。しかしわが國といたしましては、今水力を利用いたしまして大發電計画をいたして行かなければ、いろ／＼の産業上、あるいはまた燃料その他の面におきまして、非常な支障を來すのではないかと思ひます。またその他の行政におきまして、この際大建設省を設置いたして、國土開発のために資さなければ、わが國の再建は非常な支障を來すのではないか、こんなふうに考えます。そこで政治的解決をいたすということは、今の政党的形においてなすことが一番都合がよい。民自党が過半数を占めておりまして、民自党において役員会で御決定願ひますれば、大体これが通過をいたすという現狀にありまして、私は民自党各位におかれまして、とにかくこの際一層建設省を強化されますよう政治的御折衝を願ひたいと思ひます。はなはだ簡單であります。皆さんがいろ／＼申し上げておりますので、私の希望を申し上げておきます。

○池田(義)委員 この改正法律に付帶して「屋外廣告物に関する事務を管理すること」並びに「建設業者の監督に関する業務を管理すること」という條項が入つておりますから、建設業法案、それらを次期までに提出していただきたいと思ひます。

○淺利委員 それでは本日はこれにて散會いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時十七分散會

昭和二十四年五月十九日印刷

昭和二十四年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局